

# ○土地改良施設整備事業 《産業振興課》

事業の現状・課題	<p>◇ 町所管の農業用排水路の維持管理については、必要な業務を効率的に行っていると言える。しかしながら、相当程度の年数経過により老朽化が進んでいるため修繕の必要な箇所が多く、職員で対応しているものの最低限の処置に留まっている。</p> <p>◇ 町内農業者の状況は、農家数315戸・稲作農家数91戸(平成22年)であって、年々減少傾向にあるが、1千万円以上の費用を掛けている。</p>	
	<p><b>事業の方向性</b></p>	<p><b>現行</b> (委員別内訳 現行:4、要改善:1)</p>
評価結果	<p>◇ 予算の制約がある中で、農業用排水路の維持管理に必要な業務を工夫して効率的に行っており、評価に値する。しかしながら、農業用排水路の老朽化が進んでおり、中長期的な修繕計画の策定が必要である。</p> <p>◇ 農家数が減少している中で本事業を継続するにあたっては、次の対応が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 本事業実施の必要性に関し、次の点でその意義を町民へアピールすることが必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業の振興には、農業用水を安定的に供給する農業用排水路の維持管理が必要不可欠である。</li> <li>● 田畑及び農業用排水路は、緑の保全等の環境面や、水害時の排水路等としての役割という防災面で、町民にとって重要な役割を担っている公共財である。</li> </ul> </li> <li>* 稲作農家の意見や希望等を聴取し、今後の施策に反映していくことが必要。</li> <li>* 農業用排水路としての利用に加え、地域の活性化や経費の軽減などにつながるような有効活用を検討されたい。</li> </ul>	
	<p><b>予算額</b></p>	<p><b>現行</b> (委員別内訳 現行:4、増額:1)</p>
	<p>◇ その場しのぎの修繕が、中長期的に経済的かどうかの検討が必要。検討の結果、抜本的な老朽化対策の方が経済的であれば、一時の予算の増額もやむを得ないであろう。</p> <p>◇ 予算額のおおよそ7割が負担金であり、必要最小限の額で町所管の農業用排水路の維持管理を行っているが、常に工夫をお願いしたい。(各種委託業務の単純作業部分について、シルバー人材センターを活用するなど。)</p>	

## 《土地改良施設整備事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 土地改良区というのは町が行わなくてはいけないものなのか。

(主管課長) 土地改良区というのは、組織である。

(担当) 土地改良区は県からの委託事業を行っている。土地改良区は、設立当初から地域の農業者により団体を運営しており、現在も農家の代表者が理事を務めている。構成員は農業者であり、そこから水利権等の関係で利用料を徴収するとともに、県や市町からの補助金・負担金等を歳入として運営しているものである。

(委員長) 土地改良区は、地域の農家の方々が組合を作って、そこで会費も集めているのか。

(担当) 会費と言うよりは、受益面積に応じた負担額を土地改良区に納めた上で水を利用するという形である。そのような収入で、団体運営に係る人件費等の経費を賄うとともに、水路等の維持管理、つまり、用水を最終的に各受益者まで送り込むという仕事を行っている。

(委員長) 町が農業用水について維持管理のためにお金をかけているということか。

(主管課長) 左岸用水路は相模原から茅ヶ崎まで流れており、寒川町内にも流れている。寒川町内に取り入れる用水路が左岸用水路と繋がっていて、そこから寒川に水を引き込むので、その引き込み部分の管理については町が行っている。

(委員長) 土地改良区と町との整備実施に係る違いは何か。

(担当) 概要説明書の「主な事務内容」欄の中間あたりに「県営左岸土地改良区負担金」「左岸維持管理負担金」という2つの負担金を記載している。これが左岸用水路を利用している5市1町で土地改良区に納める負担金の寒川分である。県営左岸土地改良区負担金は、現在、相模原から茅ヶ崎までの区間において、県が国庫補助を得て維持管理工事を実施しており、それに対し左岸用水路を利用している市町でも負担金を納めるというものになる。左岸維持管理負担金は、左岸用水路の草刈りやゴミ上げなどの維持管理に要する費用について、利用している市町でも負担するという性質のものである。

その左岸用水路から寒川町へ引き込むための農業用水路や花川用水路などの維持管理を町が行うということであり、それに係る予算は概要説明書に記載のとおりである。

(委員長) 農家の数や田の面積については、どのような傾向にあるのか。

(主管課長) 農家の数は減っている。稲作農家数も減少傾向にある。農業センサスでは農家戸数が315戸、稲作農家戸数が91戸となっており、20年前と比べると、かなり減っているという状況である。

(委員長) ゲリラ豪雨などの影響で、用水路が溢れるなどの危険性は無いのか。

(主管課長) 溢れる可能性はあり、溢れた場合には一般道や民家に流れる可能性は否定できない。町としても、雨の予報がある場合については水の取り出し口の開閉により調節を行うなどの対策はとっている。

(委員長) 用水路を適切に維持管理していないと、農家の人だけではなく、他の人も被害を被る可能性があるということであろう。水の取り出し口の調節だけではなく、施設が古いのであれば抜本的に施設を改めなくてはいけないのではないか。

(担当) 寒川町の用水路の末端は、東が小出川、西が目久尻川になり、最終的にはそこに用水が落ちていくという形である。大雨という状況になった場合については、左岸用水路にも当然雨水が入りこむため、一旦、左岸本体からの取水をとり止め、町の農業用水路に用水が流れ込まないような措置を取っている。農業用水路が雨水排出の一部を担っているという状況が現実にあるため、取水を制限し、流れを阻害せずスムーズに小出川や目久尻川へ排出されるよう、対応しているところである。また、農業用水路にはゴミなどを引っかけて取り除くための設備があり、そこに物が溜まると雨水流入により水位がどんどん上がってしまうため、下水道課、道路課、産業振興課が連携して、雨の中、職員でゴミ上げ等

の処置も行っている。

(委員長) 花川用水路は老朽化が進んでいるということだが、老朽化が進むと、具体的にどのような悪いところ、影響が出てくるのか。

(担当) 私どもで把握している影響は、地盤沈下によるたるみなどである。

(委員長) 何がたるむのか。

(担当) 用水路は内側をコンクリートで打っているため、繋ぎ目あたりがゆがむことにより、水位が上がったように見えたり、また、その部分から用水が外へ出るなど、もろくなっている可能性もある。コンクリートを昭和 30 年代に打ったところもあり、そういったところについては、もうセメントの部分が無くなっていて、骨材の石だとかそういったものだけが残っている。そうすると隣はすぐ道路であり、道路下の地盤から水路の方へ土が流れ込み、道路が陥没して一般の交通へ支障をきたすというような状況も考えられるため、水路に亀裂や穴が見つかった場合には、早急に埋めるなどの対処を現場で行っているところである。

(委員長) 他の自治体の農業用水路についても、整備したのは町と同じ昭和 30 年代だと思うが、どうしているのか。全面改修などをやっている自治体はあるのか。それとも、応急処置で対応しているところが多いのか。

(担当) 交流のある藤沢市、茅ヶ崎市に話を聞く機会はあるが、やはり全面的な改修という話は聞いたことがない。

(委員長) 補修でどのくらい保つものなのか。

(担当) 難しいところだが、あくまで壊れているところを中心に塞いだり、下がった部分のみを上げたり、という対応である。

(委員長) そのような補修の費用が 25 年度で 50 万円しか計上されていないと思われるが、これで十分なのか。

(主管課長) なんとか対応しているところである。

(委員長) 農業者の満足度は低いとあるが、どのような点で低いのか。

(主管課長) 用水が途中で止まっていて必要な時にすぐ取り入れられなかった、等の問い合わせや苦情を基にした判断である。

(委員長) なぜ入ってこないのか。

(主管課長) 途中で草が溜まっていたり、他の農家が水を取るためにせき止めていた、などの原因がある。

(委員) 利用に関しては、水利組合できちんと決めているのでは。

(担当) 難しいところだが、水利組合でも常時巡回などの対応を取ることができれば問題は起きないのだが、農家の中で対応しきれない部分も当然ある。例えばペットボトル 1 本でも穴が塞がれば、そこから下流に水は行かなくなる。各農家でゴミ拾いなどを行っているが、それが一度奥に入って詰まってしまうと農家個人では対応ができない。連絡を受けて、町職員で対応することになるが、それでも不可能な場合は、概要説明書にある浚渫という形で業者に依頼するということになる。

(委員) 花川用水が流れる時期は。

(担当) 通水時期は、平成 24 年度で 5 月 24 日から 9 月 20 日。今年度においては 5 月 25 日に水を入れ、終わりは 9 月 20 日を予定している。この時期については、左岸用水路自体の通水時期を基に決めている。左岸用水路の通水時期については、水利調整委員会という理事や各地域から出ている役員を構成員とした会議で協議のうえ決定されている。

(委員) 農地法違反がすごくある。農地法は難しく、穴もあると思われるが、どこが取り締まっているのか、よく分からないくらい違反がある。

(副委員長) 農家数・稲作農家数が減少傾向である旨の説明が先ほどあったが、田には公共財としての側面がある、という認識が必要である。田に水があることで水のダムができていることになり、また、熱帯夜の時には田の水により温度が下がるなど、環境面において

も重要な役割を担っているということを町職員は認識し、こういった外部評価等の資料を作成する際にも、「公共財として有効活用されている、町民の皆さんの生活面でもこのようなプラスになっている、という側面があるので、農家以外の町民の方にもご理解をいただきたい」というようなアピールをしていただいで、重要であることを周知してもらいたい。

(委員) 末端の小出川に流れる部分には田があるが、中間部分は資材置き場等になっている。町で何とかできないものか。

(主管課長) 農地法上の農振農用地を資材置き場にするというのは、ほぼ不可能である。ただ、「田を畑に替えて使う」ということであれば、農地造成については認められている部分がある。その農地造成の時に、悪質な業者であれば、誓約書で道路面から50cmとしたのに、実際は1m以上やってしまったという事例も、現実には見受けられる。農業委員会において是正指導は行っているが、是正指導をお願いするという形で、それ以上の権限を持っていないため、やってしまったらそのままになってしまっているという現状もある。農用地が農地以外に使われている場合については、当課でも指導を行い、農業委員会職員と連携して是正の勧告や農地に戻すための指導などを行うが、田から畑へというのは、農用地でもわりとできるものである。添付資料の資料2は、農用地の違反転用の件数である。

(委員長) この無断転用状況というきちんとした資料を作成しても、結局、強制はできない。言われるだけで、何の罰金も科されないから、知らないふりをしてればそれで済んでしまうということか。

(主管課長) もし、この無断転用している農用地を持っている地主さんが、別に所有している農用地を転用したいという時には、この無断転用地を是正してからでないとは認められないということはある。

(委員長) 例えば、無断転用している場合には固定資産税が重くなるなどの措置はないのか。

(主管課長) 固定資産税は現況課税なので、重くなるはずである。

(委員長) 罰金ではないけれども、農用地としての固定資産税軽減措置は無くなるということか。

(主管課長) そのとおりである。

(副委員長) 無断転用している農用地について、現況課税ということで現況の固定資産税を納めることについては、転用を認めているようだとの批判もある。しかし、税法上は現況課税ということになっており、違反転用で農地以外にした場合は農地以外の課税ということになっている。

(委員) 左岸土地改良区への負担金の額に変動はあるのか。

(担当) 左岸維持管理負担金については、土地改良区が存在する限り、継続して納めるものである。県営左岸土地改良区負担金については、先ほどご説明したとおり、県で実施する工事に伴う負担金であるので、工事が終わった段でこの負担金についても終了となる。

(委員長) その工事の施工期間はどのくらいなのか。

(担当課長) 手元に資料がないため、後日回答する。

〔後日回答〕県営左岸土地改良区負担金(ストックマネジメント事業)

平成20年度計画策定。平成21年度工事開始で、当初の予定では平成26年度工事完了予定であったが、現在の進行状況を踏まえ、今後のスケジュールを定める予定である。

(神奈川県農政所管部署に確認)

# 概要説明書

事務事業・事務経費名	土地改良施設整備事業	体系コード	5131-01
主管課等名	産業振興課農政担当		

## ○事務事業・事務経費の概要

目的	町内の農業公共施設の適正管理。浚渫や除草作業等を行い、用水の安定供給を図る。町内農地の状況把握し、違反農地の是正等の指導を行う。県が実施する施設の改良及び維持管理に関し負担金で担い、用水の安定供給を図る。		
概要	町内全域の田への用水の安定供給のため、土地改良施設の適正管理などを行う。 ・除草作業や浚渫作業の実施 ・各用水組合への管理委託 ・町内全域の農地情報のデータ管理による違反農地の是正指導		
目標	農業用排水路、農道整備の年間延長(m)	平成24年度の指標	0
		平成24年度の実績	0
効果	農業基盤整備受益面積(ha)	平成24年度の指標	0
		平成24年度の実績	0

## ○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先) <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;">岡田地内除草及び清掃委託</td> <td style="width: 33%;">岡田六戸巻用水組合</td> </tr> <tr> <td>農業用水路除草委託</td> <td>(有)青木造園建設</td> </tr> <tr> <td>花川用水路清掃委託</td> <td>花川用水組合</td> </tr> <tr> <td>幹線用水路清掃委託(田端)</td> <td>田端自治会</td> </tr> <tr> <td>幹線用水路清掃委託(宮山)</td> <td>宮山用水組合</td> </tr> <tr> <td>農業用排水路浚渫委託(その1)</td> <td>(株)サンエーサンクス</td> </tr> <tr> <td>農業用排水路浚渫委託(その2)</td> <td>(株)サンエーサンクス</td> </tr> <tr> <td>農業用排水路汚泥処分委託</td> <td>(株)神奈川環境クリエイト)</td> </tr> </table>				岡田地内除草及び清掃委託	岡田六戸巻用水組合	農業用水路除草委託	(有)青木造園建設	花川用水路清掃委託	花川用水組合	幹線用水路清掃委託(田端)	田端自治会	幹線用水路清掃委託(宮山)	宮山用水組合	農業用排水路浚渫委託(その1)	(株)サンエーサンクス	農業用排水路浚渫委託(その2)	(株)サンエーサンクス	農業用排水路汚泥処分委託	(株)神奈川環境クリエイト)
	岡田地内除草及び清掃委託	岡田六戸巻用水組合																		
農業用水路除草委託	(有)青木造園建設																			
花川用水路清掃委託	花川用水組合																			
幹線用水路清掃委託(田端)	田端自治会																			
幹線用水路清掃委託(宮山)	宮山用水組合																			
農業用排水路浚渫委託(その1)	(株)サンエーサンクス																			
農業用排水路浚渫委託(その2)	(株)サンエーサンクス																			
農業用排水路汚泥処分委託	(株)神奈川環境クリエイト)																			
○補助金の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先)																				
	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額																
	農業用水路除草事業委託料	農業用水路周辺の公共用地の除草を行う。	657	646																
	花川用水路清掃管理委託料	花川用水路に6箇所あるスクリーンのゴミ上げを用水期間中毎日実施し、週2回ゴミの搬出を行う。また、4回の除草を行う。	1,032	1,032																
	幹線用水路清掃委託	○田端自治会に用水路周辺の除草や、用水路の清掃を委託する。 ○宮山用水路周辺の除草や清掃を宮山用水組合に委託する	167	167																
	農業用排水路浚渫委託料	農業用水に堆積した土砂を取り除き、用水をスムーズに流す事を目的とする。また、土砂は産廃にあたるため、指定した機関へ搬入する。	802	909																

## 概要説明書

<b>主な事務の内容とその額</b>	コンピューター借上料	農地情報端末リース料金	33	33
	急施工事	水漏など水路の補修工事を行う。	489	500
	県営左岸土地改良区負担金	土地改良区が管理する農業施設等の維持管理費に関する基本協定書に基づき、県が実施する左岸幹線用水路の長寿命化工事費を5市1町が負担する。	3,639	4,634
	左岸維持管理負担金	土地改良区が管理する農業施設等の維持管理費に関する基本協定書に基づき、土地改良区が実施する維持管理事業について5市1町が負担する。	4,656	4,641
	委託・工事に伴う設計、現場管理事務	上記委託業務や工事を発注するため、現場踏査、測量、設計、完了確認、現場立会などを行う。 各団体との調整業務。 突発的に発生した事案を処理するため、委託や工事を実施する。	—	—
	水門管理業務	町で管理する水門の開閉作業を行う。 ・水量の調節 ・降雨時の雨水の遮断 ・浸水対策としての水門開閉作業	—	—
	用水路管理事務	農業用水の通水後発生する、突発的な問題を解消する。 例えば、用水路が詰まり水が溢れ出た場合の対処。(支障物件の撤去) 農業施設に投棄された物の撤去作業。 土のうの設置。看板の設置。 苦情処理。 草刈り作業。 生産組合との連絡調整。	—	—
	相模川左岸土地改良区事務	担当者会議、幹事会、理事会、総代会への出席。 地域からの意見や要望の伝達。	—	—
	農地情報システム事務	かながわ水土里情報活用推進協議会に関わる事務として、会議、総会への出席。	—	—
<b>事業費・経費 計</b>			(a) 11,475	12,562
<b>平成24年度人件費相当額</b>			(b) 4,268	(平均給与額 @6,566千円 × 0.65人)
<b>本事業・経費に係る費用の計</b>			(a)+(b) 15,743	/

# 概要説明書

## ○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な事務事業か</li> <li>事務事業のニーズは</li> <li>事務事業の公共性は</li> <li>社会環境変化</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	職員だけで町全域の農業用水路の管理はできないことから、各地域の組織や業者へ管理を委託することは妥当である。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が実施すべき事務事業か</li> <li>町が実施しない場合の影響は</li> <li>町民との協働は進めているのか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	土地改良施設整備は、生産性の向上、農業経営の安定化に繋がり、農業振興を図る上で重要な事業であることから、町が行った方がよい。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の達成度</li> <li>活動内容は適切か</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	農業者の満足度は低いが、当該事業は、現状を維持できれば目的は達成出来たと判断する。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的に行われているか</li> <li>コストの削減</li> <li>実施手法</li> <li>受益者負担</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	最低限の予算で効率的に実施している。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		<p>農業用水は相模原市の相模川から取水し、相模原市、座間市、海老名市を経て寒川へと左岸幹線用水路によって運ばれ、各地域の用水路から全ての田んぼへ行き渡ります。その間にはさまざまな支障となる要因があり、それらを取り除くため、当該事業を実施します。また、用水路は住宅地内にもあることから、住宅地の環境に配慮するための管理が重要になります。</p> <p>農業用水は稲作を行っている農家が一定額を負担していることから、水量の安定した確保について、は、行政に対して強く要望を行ってきます。そのため、支障となる要因を速やかに取り除き、水量の安定確保に努めます。</p>		
平成25年度に向けた課題		<p>年々農業施設が老朽化しており、補修箇所も多くなり工事予算の確保が難しい状況です。老朽化、補修箇所の増、機能改善など農業施設については、さまざまな問題、課題があります</p>		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		<p>施設の老朽化により、各地域からの補修要望が増加しており、限られた予算の範囲だけでは対応できないことから、職員対応で処理している。</p> <p>改善しなければならない施設が多くあるが、最低限の対応でここ数年間のいであるのが現状である。地域からは再整備を求められているが、要望に対応できない旨の説明をしている。</p> <p>土地改良施設の再整備について、計画的に予算投入が必要と考える。</p>		

## ○その他

町における類似事業			
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	県営左岸土地改良区負担金 相模原市 58.44ha 1,653千円 座間市 116.78ha 3,303千円 海老名市 287.92ha 8,144千円 藤沢市 11.99ha 339千円 茅ヶ崎市 59.28ha 1,167千円 寒川町 128.63ha 3,638千円		
特記事項 (事業の沿革等)			

## 土地改良施設整備事業 《産業振興課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	開始事業年度	旧事業名 ○農業用排水路・農道整備事業 昭和45年 ○農業用排水路管理事業 不明 ○農業用水・農地管理システム事業 平成 8年 ○相模川左岸用水路維持管理事業 平成10年 現事業名は平成24年度開始
	委託先が企業である場合は、競争入札か？ 落札率は？	金額が低いことから競争入札ではなく3～4社の 見積もり合わせになります。 予算の範囲内で請負っていただきます。
	各用水路の長さ	町の基幹水路の花川用水路は 4,529mです。 その他、各地区に用水路があります。代表的な 用水路として 宮山用水路の延長が 2,097m 岡田用水路の延長が 1,470m 町内の用水路延長は 54,474mです。
	花川用水路の用水期間中は、いつからいつま で？	平成24年度においては、5月24日～9月20日 です。 25年度においては、5月25日に通水しており ます。閉水は昨年同様9月20日を予定してい ます。
	農業用水の各農家の負担額、あるいは計算 根拠	相模川左岸土地改良区が定めた額となります。 10アール当たり4,000円(4円/㎡)です。 算出根拠については、土地改良区の財政状況 などから、適宜に定めている。
宮内 副委員長	町内の農家戸数と稲作農家戸数を教えていた だきたい。	農家数315戸、稲作農家数91戸 (2010農業センサス)
	違反農地の是正等の指導を行っているが農 業委員会との連携について教えていただきた い。	是正指導は農業委員会が行っています。現場に 出る機会が多い産業振興課が得た情報を速 やかに委員会に報告しております。産業振興課 では主に、農地の土砂流出について、是正を促 しています。
新木委員	左岸土地改良区、左岸幹線用水路とは何か 分かる資料	(別添資料1) ※抜粋を掲載
	土地改良区が管理する農業施設等が何か分 かる資料	(別添資料1) ※抜粋を掲載
生田委員	要望されている補修箇所は何箇所それぞれの予 算化に必要な額は？	農道の路面補修や水路の沈下などの大規模な 補修箇所が6箇所。水漏れや調節器の設置など の小規模な補修箇所が10箇所程度毎年要望と して上がってきます。 必要額は数千万円に及ぶと考えます。
	最低限の対応でしのいでいる、とありますが基 本協定違反では？	最低限の対応と記述した施設は、町が管理する 施設に限るものであります。左岸幹線におきま しては、協定書に基づきます。



	年度ごとに町内の違反農地の数と内容を提出してください。	違反農地の数は農業委員会で把握しており、数は別添のとおりです。 (別添資料2)
	県が実施する幹線水路工事負担額が24年度に比し増加した理由。	寒川町大蔵のサイホン流入部に遠隔操作が可能な水門を設置する工事を実施するため
吉田委員	農家の減少により、左岸幹線用水利用料が年々減少していると思われるが、過去数年の用水利用料の移動状況を知りたい。	25年度組合費賦課予算額 26,024,000円 24年度組合費賦課予算額 26,428,000円 23年度組合費賦課予算額 26,576,000円 22年度組合費賦課予算額 26,840,000円 21年度組合費賦課予算額 27,112,000円

## 1 名称及び所在地

神奈川県相模川左岸土地改良区 (定款第2条)

神奈川県海老名市中新田3-35-1 (定款第5条)  
神奈川県相模川左岸土地改良区2階

## 2 設立年月日

昭和5年8月 普通水利組合として発足。

昭和24年土地改良法施行に伴い

昭和27年7月28日 神奈川県相模川左岸土地改良区に組織変更。

認可番号 神第28号

## 3 目的

この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(定款第1条)

## 4 沿革

本土地改良区は、昭和5年、新磯町、座間町、海老名町、有馬村、寒川町、御所見村、小出村、茅ヶ崎町（現・相模原市、座間市、海老名市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市）に及ぶ2,200ha余の水田にかんがいする用水路及び、排水施設の整備を目的とする県営相模川左岸用排水改良事業の施行にあたり、相模川左岸普通水利組合として発足。

昭和27年の土地改良法施行に伴い、神奈川県相模川左岸土地改良区に組織変更され、現在に至っている。

## 5 特 色

本土地改良区は、県央を南北に流れる相模川の左岸地区で、中央部をJR相模線が縦断し、茅ヶ崎・橋本間を結び、海老名市内で小田急線と交差し、海老名・横浜間を相模鉄道が往復する利便性のよい地域である。

近年急激な都市化が進む中で、水路上を遊歩道や公園化による緑の保全、地下水供給源や防火用水として、地域への役割は大きい。

昭和15年に完成した用水幹線水路による用水の安定供給を主体とする土地改良区である。

## 6 事 業

1 本土地改良区は、次の内容により事業を行っております。

この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規定の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一、相模川、鳩川、目久尻川及び小出川から引水するかんがい施設及び相模川、鳩川貫抜川、永池川及び小出川への排水施設の維持管理
- 二、相模川左岸幹支線用水路及び幹線排水路の改修
- 三、相模川左岸幹支線用水路及び幹線用水路の災害復旧

(定款第4条)

2 事業年度

毎年4月1日から3月31日

## 7 地区及び面積

市町名	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	筆数
相模原市	田	584,364	1,036
座間市	"	1,167,849	2,131
海老名市	"	2,879,235	4,179
寒川町	"	1,286,297	2,311
藤沢市	"	119,904	300
茅ヶ崎市	"	592,752	1,590
計		6,682,559	11,547

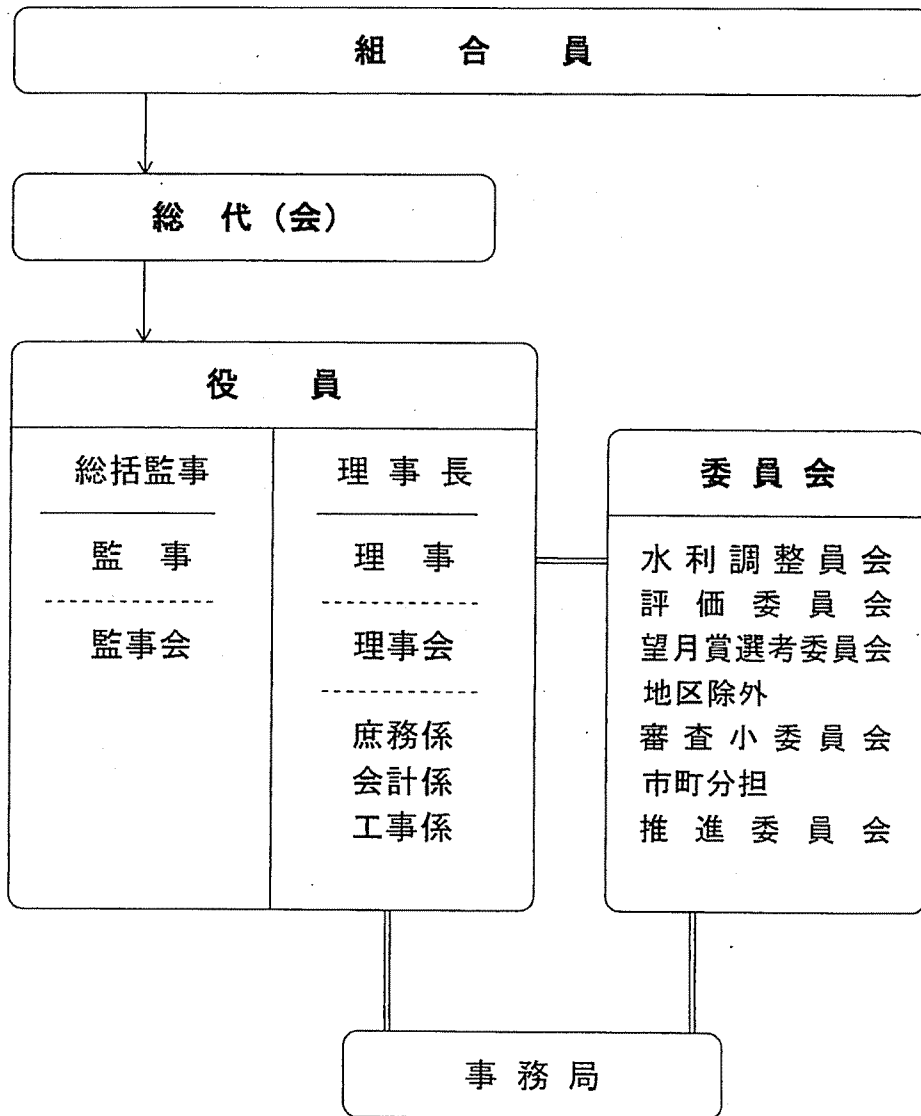
(平成23年4月1日現在)

## 8 組合員数及び地区総代 - 役員数

	組合員数	役員	総代	員外・顧問
相模原市	231	1	3	
座間市	461	2	7	1
海老名市	858	7	18	2
寒川町	530	4	10	
藤沢市	108	1	2	
茅ヶ崎市	430	3	13	1
受益地外居住	145			
	2,763	18	53	4

(平成23年4月1日現在)

## 9 土地改良区の機構図



## 10 経費の賦課

土地改良区の事業に要する経費と運営に要する経費を、原則として組合員の皆様に負担していただいております。(一部積立金と、県、市町からの補助金を充当しております。)

(土地改良法第36条要約)

賦課金の推移

年度	田	畑	面積	年度	田	畑	面積
昭和27	130	13	1反	昭和43	1,250	—	1反
28	230	23		45	1,500	—	
29	270	27		46	1,600	—	
30	300	30		48	1,400	—	10a
31	350	35		50	2,000	—	
36	450	45		55	2,500	—	
37	500	50		57	3,000	—	
38	700	70		平成3	4,000	—	
40	800	80					
41	1,000	250					
42	1,100	275					

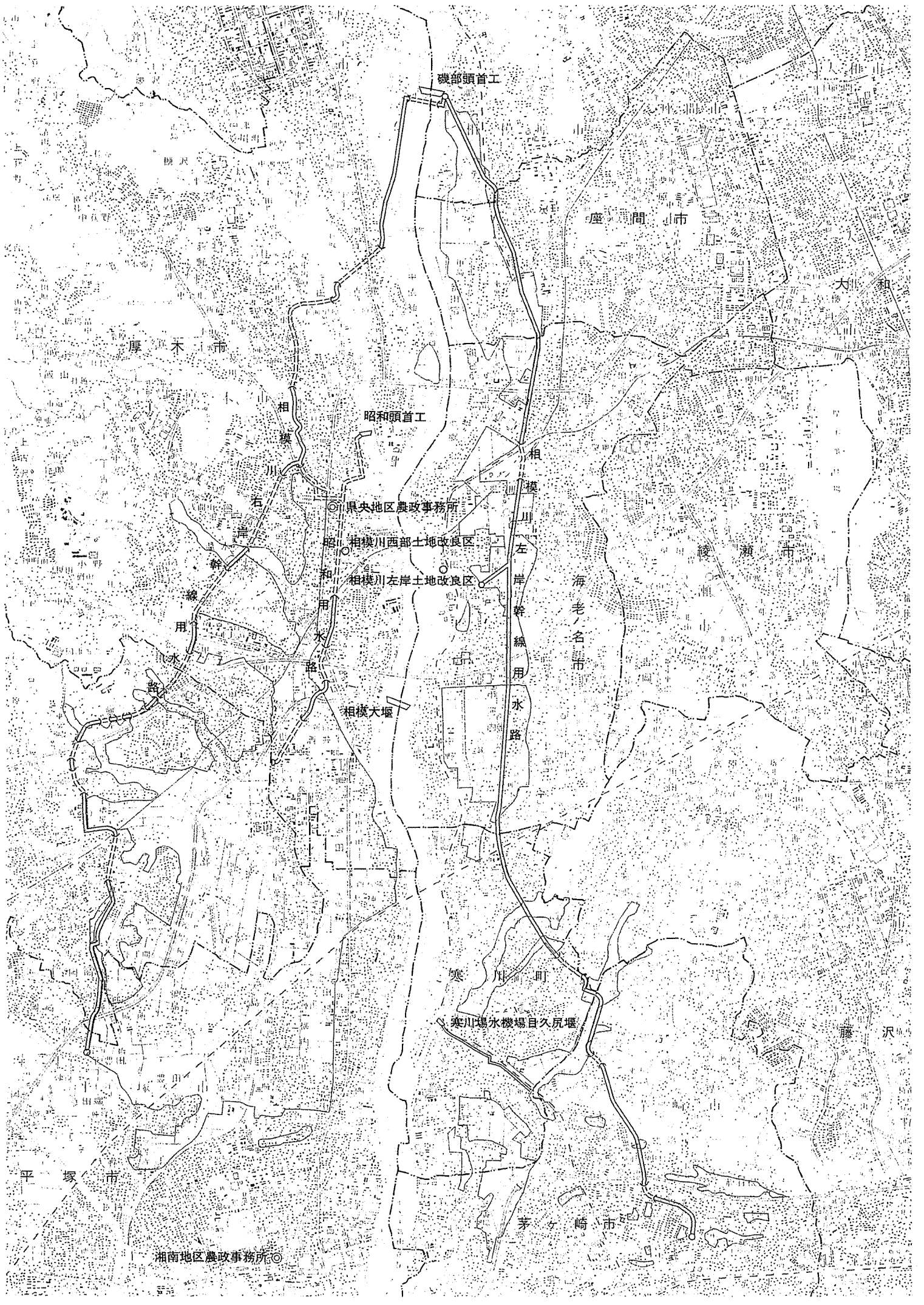
決済金の額 1m2あたり120円・調査費及び手数料1m2あたり5円

## 11 平成23年度 一般会計予算

収入 114,843,000円 支出 114,843,000円

組合費	26,576,000
使用料	4,818,000
県補助金	8,172,000
市補助金	61,592,000
補償料	4,415,000
雑収入	4,670,000
繰入金	3,600,000
繰越金	1,000,000

事務費	24,520,000
事務所費	3,560,000
諸費	3,487,000
負担金	39,419,000
維持管理費	42,957,000
繰出金	400,000
予備費	500,000



磯部頭首工

座間市

大和市

厚木市

昭和頭首工

相模川西部土地改良区

相模川左岸土地改良区

海老名市

綾瀬市

線用水路

相模大堰

相模川左岸幹線用水路

寒川町

寒川場水機場目久尻堰

藤沢

平塚市

茅ヶ崎市

湘南地区農政事務所

## 現況農用地無断転用状況

単位：筆数：筆  
面積：㎡

	平成20年度						平成21年度					
	平成20年4月1日現在		新規		是正		平成21年4月1日現在		新規		是正	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
田端	2	893	0	0	0	0	2	893	0	0	0	0
岡田	2	1,966	0	0	(分筆)	323	2	1,643	0	0	1	975
小谷	22	12,292	1	(分筆)	0	0	23	12,292	0	0	3	2,288
小動	1	255	0	0	0	0	1	255	0	0	1	255
宮山	29	18,756	0	0	3	990	26	17,766	0	0	3	1,812
倉見	5	2,496	0	0	0	0	5	2,496	0	0	0	0
合計	61	36,658	1	0	3	1,313	59	35,345	0	0	8	5,330

	平成22年度						平成23年度					
	平成22年4月1日現在		新規		是正		平成23年4月1日現在		新規		是正	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
田端	2	893	0	0	0	0	2	893	0	0	0	0
岡田	1	668	0	0	0	0	1	668	0	0	1	668
小谷	20	10,004	0	0	3	1,952	17	8,052	0	0	1	926
小動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮山	23	15,954	1	311	1	508	23	15,757	0	0	3	1,140
倉見	5	2,496	0	0	1	396	4	2,100	0	0	0	0
合計	51	30,015	1	311	5	2,856	47	27,470	0	0	5	2,734

	平成24年度						平成25年度(7月22日現在)					
	平成24年4月1日現在		新規		是正		平成25年4月1日現在		新規		是正	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
田端	2	893	0	0	0	0	2	893	0	0	0	0
岡田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小谷	16	7,126	0	0	0	0	16	7,126	0	0	0	0
小動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮山	20	14,617	1	558	1	558	20	14,617	0	0	0	0
倉見	4	2,100	0	0	0	0	4	2,100	0	0	0	0
合計	42	24,736	1	558	1	558	42	24,736	0	0	0	0

平成24年度 農振農用地区域違反転用 調査一覧表 (筆順)

筆順No	土地の所在	台帳地目	地積(m <sup>2</sup> )	現況地目	通知用現況
1	田端	畑	684	資材置場他	資材置場
2	田端	田	209	資材置場他	資材置場、プレハブ等
3	小谷	田	354	資材置場他	駐車場
4	小谷	田	649	資材置場他	駐車場
5	小谷	畑	386	雑種地	駐車場
6	小谷	畑	230	資材置場他	駐車場
7	小谷	田	844	宅地	犬調教所ほか
8	小谷	田	164	宅地	廃材置場
9	小谷	田	144	資材置場他	資材、廃材置場
10	小谷	田	378	資材置場他	プレハブほか
11	小谷	田	195	資材置場他	プレハブほか
12	小谷	田	211	資材置場他	廃材(スクラップ)置場
13	小谷	田	446	資材置場他	廃材(スクラップ)置場
14	小谷	田	997	資材置場他	廃材(スクラップ)置場
15	小谷	畑	1,046	雑種地	駐車場
16	小谷	畑	427	資材置場他	自動車部品置場、作業所ほか
17	小谷	畑	895	資材置場他	自動車部品置場、作業所
18	小谷	畑	283	畑	プレハブ倉庫
19	宮山	田	1,080	資材置場他	駐車場、廃材置場
20	宮山	田	311	田	駐車場
21	宮山	畑	1,238	一部(750m <sup>2</sup> )資材置場他	駐車場
22	宮山	畑	3,041	一部(260m <sup>2</sup> )資材置場他	一部駐車場
23	宮山	畑	1,299	資材置場他	資材置場
24	宮山	畑	1,427	一部(390m <sup>2</sup> )宅地	駐車場、事務所等
25	宮山	田	952	資材置場他	駐車場
26	宮山	田	487	資材置場他	駐車場
27	宮山	田	317	資材置場他	駐車場
28	宮山	田	214	資材置場他	物置等
29	宮山	畑	350	資材置場他	資材、廃材置場
30	宮山	田	578	資材置場他	駐車場
31	宮山	田	570	資材置場他	プレハブほか
32	宮山	田	501	資材置場他	プレハブ、資材置場ほか
33	宮山	田	287	資材置場他	残土置場ほか
34	宮山	田	54	資材置場他	資材、廃材置場ほか
35	宮山	田	558	資材置場他	資材、廃材置場
36	宮山	田	297	田	プレハブ、資材、廃材置場
37	宮山	田	164	田	残土置場ほか
38	宮山	畑	892	資材置場他	作業所、駐車場ほか
39	倉見	田	710	資材置場他	駐車場
40	倉見	畑	452	資材置場他	駐車場
41	倉見	田	677	資材置場他	駐車場
42	倉見	畑	261	資材置場他	駐車場